

令和 2 年 1 2 月定例会（令和 2 年(2020年)12月21日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月21日（月）	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○閉会中の継続審査案件の上程	7
	○企業長提出第6号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決	7
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	8
	○企業団行政に対する一般質問	10
	○企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決	12
	○企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決	13
	○企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決	13
	○企業長提出第10号議案の質疑、討論、採決	15
	○諸般の報告	18
	○特定事件の議会運営委員会付託	18
	○閉 議	19
	○企業長の挨拶	19
	○閉 会	19
署名議員		21
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		23
特定事件審査結果報告書		24

水企告示第46号

令和2年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月14日

越谷・松伏水道企業団

企業長 野口 晃 利

1 期 日 令和2年（2020年）12月21日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和2年12月定例会 会期12月21日 1日間

応招議員 15名

1番	伊藤	治	議員	2番	増田	等	議員
3番	浅古	高志	議員	4番	工藤	秀次	議員
5番	田口	義博	議員	6番	松岡	高志	議員
7番	大野	保司	議員	8番	松田	典子	議員
9番	山田	裕子	議員	10番	小林	豊代子	議員
11番	竹内	栄治	議員	12番	岡野	英美	議員
13番	後藤	孝江	議員	14番	金井	直樹	議員
15番	畑谷	茂	議員				

不応招議員 なし

1 2 月定例会 第 1 日

令和 2 年（2020 年） 1 2 月 2 1 日（月曜日）

議 事 日 程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件の上程
- 7 企業長提出第 6 号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 8 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 9 企業団行政に対する一般質問
- 1 0 企業長提出第 7 号議案の質疑、討論、採決
- 1 1 企業長提出第 8 号議案の質疑、討論、採決
- 1 2 企業長提出第 9 号議案の質疑、討論、採決
- 1 3 企業長提出第 1 0 号議案の質疑、討論、採決
- 1 4 諸般の報告
- 1 5 特定事件の議会運営委員会付託
- 1 6 閉 議
- 1 7 企業長の挨拶
- 1 8 閉 会

(開議 午前 10 時 14 分)

出席議員 15 名

1 番	伊 藤	治	議員	2 番	増 田	等	議員
3 番	浅 古 高	志	議員	4 番	工 藤	秀 次	議員
5 番	田 口 義	博	議員	6 番	松 岡	高 志	議員
7 番	大 野 保	司	議員	8 番	松 田	典 子	議員
9 番	山 田 裕	子	議員	10 番	小 林	豊 代 子	議員
11 番	竹 内 栄	治	議員	12 番	岡 野	英 美	議員
13 番	後 藤 孝	江	議員	14 番	金 井	直 樹	議員
15 番	畑 谷	茂	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野 口 晃	利	企 業 長
田 中	薫	局 長
石 坂 正	幸	次長（兼）配水管理課長
山 梨 一	弘	副参事（兼）総務課長
松 村 一	男	お客さま課長
須 貝 善	彦	施設課長

参与として出席した者の職氏名

高 橋	努	越谷市長
鈴 木	勝	松伏町長

書 記

小 宮	崇	総務課調整幹
北 條 理	恵	総務課庶務担当主事

10時14分 開 会

◎ 開会の宣告

○（伊藤 治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

会議に先立ちまして、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和2年12月定例会を開会いたします。

◎ 開議の宣告

○（伊藤 治議長） これより本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

○（伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△ 業務概況の報告

○（伊藤 治議長） 企業長から令和2年4月から令和2年10月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△ 出納検査の報告

○（伊藤 治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△ 定期監査の報告

○（伊藤 治議長） 次に、監査委員から定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△ 会議の説明出席者の報告

○（伊藤 治議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△ 企業長提出議案の報告

○（伊藤 治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

○（小宮 崇総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第561号

令和2年（2020年）12月14日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 伊 藤 治 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

令和2年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月21日招集に係る令和2年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
 - 1 専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部改正）
 - 1 越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 令和2年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 以上でございます。

△ 決算特別委員会の審査結果及び答弁要旨一覧表の報告

- （伊藤 治議長） 次に、去る9月定例会において決算特別委員会に付託した議案について、委員長からその審査経過及び結果の報告がありましたので、報告第1号及び答弁要旨一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△ 特定事件の審査結果報告

- （伊藤 治議長） 次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- （伊藤 治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

6 番 松岡高志議員、7 番 大野保司議員、8 番 松田典子議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

- （伊藤 治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査案件の上程

- （伊藤 治議長） 次に、閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第 6 号議案「令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

◎ 企業長提出第 6 号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 第 6 号議案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎ 休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

10 時 19 分 休 憩

10 時 20 分 再 開

◎ 開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○（伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり認定されました。

◎ 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

○（伊藤 治議長） 次に、企業長提出第7号議案ないし第10号議案の4件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、ただいまは、閉会中に継続審査をいただいております第6号議案につきまして、原案のとおりご認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

本定例会には、「専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）」を初め、4件の議案をご提案申し上げておりますので、ご説明させていただきます。

第7号議案及び第8号議案は、期末手当に関する規定を整備するため提案するもので、関連がございますので、恐れ入りますが、一括してご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび、当企業団の一般職の職員の支給率を引き下げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の225」から「100分の220」に改め、本年12月1日から施行しております。

また、令和3年度以降につきましては、6月期の支給割合を「100分の225」から「100分の222.5」に、12月期の支給割合を「100分の220」から「100分の222.5」に改め、令和3年4月1日から施行してまいります。

なお、本年12月期の期末手当に係る規定につきましては、支給の基準日である12月1日前に条例の改正を行う必要がございましたが、基準日前に議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分とさせていただきましたので、専決処分事項の承認を賜りたく提案するものでございます。

次に、第9号議案について申し上げます。

本議案は、越谷・松伏水道企業団特別職報酬等審議会の答申を尊重し、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、報酬の支給区分が日額である非常勤特別職の者の報酬額の引上げ及び定額の費用弁償の廃止を行うとともに、報酬の支給区分が年額又は月額である非常勤特別職の者が職務に従事することができない場合において、報酬の全部又は一部を支給しないことができる規定を新たに加えるものでございます。

なお、本条例は令和3年4月1日から施行してまいります。

次に、第10号議案について申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として実施した水道料金の減免措置に伴う予算上の整理と、感染拡大防止の観点から中止となった事業の費用を整理するものでございます。

また、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第7工区」及び「第11工区」の契約締結により、2か年継続事業の総額及び年割額を改めるものでございます。

それでは、お手元の補正予算書及び補正予算説明書に基づき説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、総則でございます。

次に、第2条「業務の予定量」については、主な建設改良事業の予定量を事業費の減額に伴い変更するものでございまして、1億8,900万円を減額し、補正後の額を25億5,000万円といたします。

第3条「収益的収入及び支出」については、収入・支出それぞれ250万円を増額し、補正後の収入の額を78億7,950万円、支出の額を70億5,550万円といたします。

内訳は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した方に対する越谷市及び松伏町の支援策の一つとして、7月及び8月検針分の水道料金の減免を実施したところ、全部で977件、1,129万6,725円を減免いたしました。これに伴い、水道料金の予算額を1,130万円減額いたしますが、減免に係る経費を補填するため、越谷市及び松伏町からの補助金として1,380万円を計上いたします。

減免額との差額250万円は、減免に係る水道料金システム改修業務などの委託料でございます。

また、感染拡大を防止するため中止した水道フェアや親子水道教室、行政調査などの事業費495万円を減額し、予備費に同額を計上いたします。

第4条「資本的収入及び支出」、第5条「継続費」については、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

これらは「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第7工区」及び「第11工区」について、契約締結に伴い整理するものでございます。第7工区は、総額を3億5,000万円から3億2,000万円に改め、本年度の年割額を5,900万円減の8,100万円といたします。第11工区は、総額を5億円から3億9,500万円に改め、本年度の年割額を1億3,000万円減の7,000万円といたします。

これにより、資本的支出では、支出で1億8,900万円を減額し、補正後の額を45億6,900万円といたします。

以上の結果、資本的収支における不足額は33億2,600万円となり、「過年度損益勘定留保資金」等で補填をさせていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

◎ 休憩の宣告

- （伊藤 治議長） ここで、企業長提出第7号議案ないし第10号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時27分 休 憩

10時49分 再 開

◎ 開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 企業団行政に対する一般質問

- （伊藤 治議長） これより企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

11番 竹内栄治議員。

企業団行政に対する1件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔11番 竹内栄治議員登壇〕

- 11番（竹内栄治議員） 議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました築比地浄水場系基幹管路更新事業について、調布市で発生した道路の陥没事故を受けて、シールド工法を予定している第10工区周辺地域の住民説明と工事の安全性に関するお考えについて、企業長にお伺いいたします。

先般、東京外環道の、工事中のトンネルの直上で発生した調布市の道路陥没により工事が中断し、道路陥没の原因究明に向け現地調査中とのことでありますが、本日のマスコミ、テレビ報道で、いわゆるこの工事が原因であるという結果発表がありました。また、横浜市でも本年6月に相鉄・東急直通線新横浜トンネル工事において、シールド工法による建設中に直上道路の陥没が発生、これ

も中断、原因調査中であります。これら道路トンネル、鉄道トンネルの規模は、外径がおおむね12メートル程度と大規模で、本件対象の基幹管路更新のシールド工事の外径は、その10分の1程度とお聞きしております。

また、2019年度から2021年度にかけて先行工事中の第3工区は、既にシールド工法で工事が進んでおり、工事着手の際、地域住民への説明チラシの配布を実施し、本工事に対する苦情は一切ないと。さらに、地質に関しても、もともと同築比地地区の地盤が固く、さらにシールド工事による振動、騒音等の人体に感ずるようなものもなく、今現在住民からの苦情は一切なく、道路等が陥没する事態も発生しておりません。2021年度には完成する予定とお聞きしております。

しかしながら、調布市や横浜市のような道路陥没等の不測の事態はないとは言えませんし、これらの事件がマスコミ等で周知の事実であることから、直上の道路周辺の住民が不安を感じることも想定されます。したがって、周辺住民への説明、シールド工事の安全性を含め、地質確認や空洞の調査等の事前調査もしっかり取り組む必要があると考えますが、企業長のお考えをお聞きいたします。

以上です。

○（伊藤 治議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの竹内議員さんのご質問にお答えいたします。

築比地浄水場系基幹管路更新事業についてのお尋ねでございますが、築比地浄水場系基幹管路更新事業の松伏工区については、平成28年度に着手し、令和7年度までに総延長6,885メートルを11の工区に分けて取り組んでいる事業でございます。

お尋ねの第10工区につきましては、ゆめみ野の市街地を通る幹線道路の地中に直径700ミリメートルの管を1,385メートル布設する計画となっております。ここは幹線道路で、歩行者や通過車両が大変多く、地中にはガス管や下水道管などの占用物がふくそうしていることなどから、道路を掘削して施工することは難しい状況です。そのようなことから、シールド工法により令和5年度から3か年継続事業として計画しております。

シールド工法については、現在第3工区で採用しており、ほぼ掘削が終わったところですが、工事箇所周辺の方からの苦情等はなく、工事が順調に進んでいます。

住民の方々への説明につきましては、地元の自治会を通じ工事概要の文書を回覧して周知を図るとともに、工事箇所周辺の皆様には戸別訪問により工事の説明を行っております。また、水道だよりや広報まつぶしを活用し、広く町民の皆様への周知にも努めています。

したがって、第10工区につきましても、住民の皆様には同様の方法でご説明申し上げ、ご理解いただけるように努めてまいります。

次に、工事の安全性につきましては、調布市で発生した陥没とシールド工法との因果関係につい

ては有識者委員会により調査中とのことですが、企業団で施工中の第3工区においては、事前の地質調査はもとより、工事中の土砂の取り込み量の計測や掘削精度の確保、地盤沈下の測定など細心の注意を払いながら安全性を確保し工事を進めており、これまで工事による異常な事象や事故は発生しておりません。

つきましては、第10工区におきましても同様の安全対策を講じるとともに、調布市における調査結果などを踏まえ、工事を施工する際には地盤変動等に細心の注意を図り、安全を第一に万全を期してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○（伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。（11番 竹内栄治議員「ありません」と言う）

以上で竹内栄治議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎ 企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決

○（伊藤 治議長） 次に、企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決を行います。

第7号議案「専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎ 休憩の宣告

○（伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

10時58分 休 憩

10時58分 再 開

◎ 開議の宣告

○（伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○（伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決を行います。

第8号議案「専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部改正）」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎ 休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

10時59分 休 憩

10時59分 再 開

◎ 開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決を行います。

第9号議案「越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（5番 田口義博議員「はい」と言う）

5番 田口義博議員。

〔5番 田口義博議員登壇〕

- 5番（田口義博議員） 議長の許可をいただきましたので、第9号議案「越谷・松伏水道企業団特

別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、2点について質疑をいたしたいと思います。

今回の内容は、報酬と費用弁償に関して費用弁償を報酬の中に組み入れるというような内容であります。企業長のほうから趣旨説明がありましたけれども、もう少し具体的に今回の提案に至った背景、経緯について説明をいただきたいと思います。

もう一つは、第5条の2に「報酬の全部又は一部を支給しないことができる」ということで、支給期間内において職務に従事することができないという場合に適用されるような部分がありますが、こういった事例の中でどのぐらいの期間職務に従事しなかった場合に、全部又は一部を支給しないことができるのか。また、それは後ほど規則等で決めるということでもありますけれども、もしそういった具体的な内容について詰めがあったら説明をいただきたいと思います。

以上です。

○（伊藤 治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまのご質問のまず1点目、この条例一部改正の背景、経緯といったことについては私からお答えさせていただきます。

まず、当企業団の非常勤特別職の報酬の額は、これまで越谷市の同様の職にある者の報酬の改定率を参考にしてきた経緯がございます。令和2年度の越谷市の特別職報酬等審議会において、報酬の支給区分が日額である者の報酬額が2,500円引き上げられました。これを受けて、当企業団の特別職報酬等審議会において議論をいただきまして、越谷市との均衡を考慮して、報酬の支給区分が日額の者の報酬については、越谷市と同様に報酬の額を2,500円引き上げることが適当であるとの答申をいただきまして、その答申を尊重して報酬の額を引き上げるものでございます。

2点目の報酬不支給の具体的な想定事例や考え方につきましては、総務課長よりお答えさせていただきます。

○（伊藤 治議長） 次に、総務課長。

〔山梨一弘副参事兼総務課長登壇〕

○（山梨一弘副参事兼総務課長） それでは、お答えさせていただきます。

報酬の不支給の想定事例・考え方ということでございますけれども、当企業団の場合には、報酬の支給区分が月額である参与及び監査委員がこの規定の対象となります。これらの報酬の月額の者につきまして、調べる限りでは、過去においては、こうしたケースはございませんでした。

実際の適用には、個々の事例によって判断が必要かと思っておりますので、事例類型による画一的な基準は設けず、ほかの特別職との均衡を図りながら、発生の都度判断をしていくということで、規定を整備することも含めまして、今後検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○（伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（５番 田口義博議員「終わります」と言う）

以上で、田口義博議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎ 休憩の宣告

○（伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

１１時０５分 休 憩

１１時０５分 再 開

◎ 開議の宣告

○（伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○（伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第９号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 企業長提出第１０号議案の質疑、討論、採決

○（伊藤 治議長） 次に、企業長提出第１０号議案の質疑、討論、採決を行います。

第１０号議案「令和２年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（４番 工藤秀次議員「４番」と言う）

４番 工藤秀次議員。

〔４番 工藤秀次議員登壇〕

○４番（工藤秀次議員） それでは、第１０号議案「令和２年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）について」質疑をさせていただきます。

先ほど企業長から、今回の補正予算の中で新型コロナウイルス感染症に対する支援策として実施をした水道料金の減免について９７７件、およそ１，１３０万円という説明がございました。今年の夏は、

コロナ禍で多くの方の生活に影響が生じ、特に事業を営む方を中心に収入が減少し、光熱水費の負担が重くのしかかる中での減免を行っていただきました。一定の効果があったということについては認識をしております。しかしながら、当初見込んでおりました約6,000件、金額1億8,500万円に対して、この執行金額という状況でございます。

そこで、改めて企業団では水道料金の減免事業をどのように市民、町民に周知をしたのか。併せて、見込件数・金額と、減免件数・金額との乖離や、本事業の成果をどのように捉えていらっしゃるのかについてお伺いをしたいと思います。

○（伊藤 治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） ただいまのご質問のどのような周知をしてきたのか、さらには見込みと実績との乖離、その後の減免の評価につきましては、お客さま課長からご答弁させていただきます。

○（伊藤 治議長） 次に、お客さま課長。

〔松村一男お客さま課長登壇〕

○（松村一男お客さま課長） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、周知については報道機関へのパブリシティを初め、越谷市・松伏町、当企業団の広報紙やホームページへの掲載、関係先へのパンフレットの配架、さらには商工会議所などの広報紙へのチラシ折り込みなどを行いました。

次に、見込みに関する金額と減免に関する金額の乖離についてというお尋ねでございますが、今回の減免を受けるには、収入や売上げが減少するなど一定要件を満たし、減免を希望する方が必要な書類を用意し、自ら申請をする必要がありました。水道料金については、一般家庭の2か月分の平均約5,000円、また事業者等も含めた全体の平均額でも約7,000円、そのような数千円という中で、必要な手続を行うことと数千円が減免になることを比較衡量し、申請を控えた方が相当数いらっしゃるものと考えております。このことは、収入が減少した方などを対象に、申請に基づき減免を実施した和光市や吉川市、大分市などにも確認しましたが、当企業団と同様に見込みに対して申請数などが少ない状況であったとのことからも推察できるものと考えております。

最後に、事業成果につきましては、見込数や金額から考えると、少ない減免件数・金額とはなりましたが、基本料金減免などの一部減免ではなく、収入や売上げが減少してお困りの方に対して、比較的水のご利用が多い7月分又は8月分の検針分を上限50万円として全額減免いたしましたので、支援策として一定の成果があったものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○（伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（4番 工藤秀次議員「4番」と言う）

4番 工藤秀次議員。

〔4番 工藤秀次議員登壇〕

○4番（工藤秀次議員） それでは、再度質疑させていただきます。

実際に減免をした件数と金額について、想定よりも少なかったということなので、ぜひこの残った金額といったものを活用して、改めて越谷市あるいは松伏町に繰入れを要請して、再度制度を拡充した上で事業を実施していただきたいと思います。今回の減免は、国の持続化給付金を受給した事業所等を対象にして水道料金の減免を行ったわけですが、越谷市ではこの実施件数が5,000件くらい。あと社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度、これが私が確認したところ10月15日現在で、緊急小口資金と総合支援資金を合わせて2,920件、11億円の支給があったそうです。これは制度の関係で重複するところもあったそうなのですが、そのほか市税の徴収猶予の関係については件数で把握ができないということでしたので、把握していないのですが、合わせて約8,000件。松伏町も合わせると約1万件弱はそういった対象の方がいたと。多少重複している方もいらっしゃると思うのですが、いずれにしても今後さらに新型コロナウイルスの影響が、年末年始を含めまして、当然事業所の方はもちろん市民・町民の方にもあるだろうと考えております。

そういった中で、やはり水道というのは、命を守るという、基本中の基本になりますので、ぜひその点をもう一度考えていただいて、水道企業団の判断として制度を拡充して減免を実施すべきと考えますが、企業長のお考えをお伺いいたします。

○（伊藤 治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、お答えさせていただきます。

再度越谷市・松伏町に繰入れの要請をして、再びこの減免を実施する考えは、というご質問でございますけれども、今回の水道料金の減免措置は、越谷市及び松伏町の支援策の一つとして実施したものでございまして、その際、広く薄くではなくて、真に経済的に困窮している方を支援するため、市・町共通の要件ということで、3つの対象要件を定めさせていただきました。

今回の実施状況については、私もこんなに低いとは思わなかったというのが正直なところではありますが、他市の状況等を踏まえ、さらには周知も可能な限り、考えられるものは全て行った上で、今回の実施状況を鑑みると、水道料金の減免に対するニーズは、それほど私たちが思っていたほど高くないのかなというふうに感じますので、現状では再度の減免措置の実施は必要ないと考えております。越谷市・松伏町からさらにというお話もございませんし、当企業団から再び支援のお願いをする考えは現在のところございません。また、当企業団独自のさらなる減免措置の実施も考えてはおりません。

ただ、経済的に困窮されている方については、これからどうするのだということについては、地方公営企業として、国の通知にもありますように、公共料金の支払い猶予の措置を講ずることが本務でございます。これは、ガス、電気、通信等同じです。したがって、今後も水道料金の支払いにお困りの方については、きめ細かく納付相談を行い、支払い猶予で対応してまいりたいと考え

ておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- （伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（４番 工藤秀次議員「なし」と言う）

以上で、工藤秀次議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎ 休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

１１時１７分 休 憩

１１時１７分 再 開

◎ 開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△ 特定事件の付託申し出の報告

- （伊藤 治議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 特定事件の議会運営委員会付託

- （伊藤 治議長） 次に、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題

といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎ 閉議の宣告

○（伊藤 治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎ 企業長の挨拶

○（伊藤 治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第7号議案ないし第10号議案、また閉会中の継続審査とされておりました第6号議案につきましては、慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

決算特別委員会や今定例会においていただきました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後ともお客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導と、限りないお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は依然として収まる様子がなく、私たちは例年になく年の瀬を迎えようとしています。新しい年を迎えるに当たり、一日も早い収束を改めて願うとともに、議員皆様のご健康とさらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

○（伊藤 治議長） これをもちまして、令和2年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

1 1 時 2 1 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 治

署名議員 松 岡 高 志

署名議員 大 野 保 司

署名議員 松 田 典 子

◎ 企業長提出議案の処理結果

第 6 号議案 令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

(認定可決)

第 7 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

(原案可決)

第 8 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部改正）

(原案可決)

第 9 号議案 越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

第 10 号議案 令和 2 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について

(原案可決)

◎ 特 定 事 件 審 査 結 果 報 告 書

- 1 開 催 日 令和2年(2020年)10月6日
- 1 開 催 場 所 越谷・松伏水道企業団4階大会議室
- 1 付 議 事 件 企業長提出第6号議案
「令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」
- 1 出 席 委 員 浅 古 高 志 田 口 義 博
工 藤 秀 次 松 岡 高 志
大 野 保 司 山 田 裕 子
小 林 豊 代 子 竹 内 栄 治
岡 野 英 美 後 藤 孝 江

△ 決 算 特 別 委 員 長 報 告

9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第6号議案「令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月29日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私浅古高志が、副委員長に田口義博委員が選任され、第6号議案の審議を閉会中の継続審査として、第2日に行うことといたしました。

第2日の委員会は、去る10月6日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、一覧表として配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、漏水による水道料金の減免に請求額の上限を設ける考えは、に対し、従前は漏水量の半分を免除する規定であったが、令和2年4月に水道料金使用水量認定要綱の一部を改正し、主に一般家庭で 사용되는メーター口径25ミリメートル以下での漏水の場合、漏水分のお客様負担が実績水量の3倍を上限とする規定を新たに設けた、とのことであります。

次に、特定規模電気事業者と締結した電力供給契約の契約相手とその内容は、また、電気料金の削減見込みは、に対し、電力の小売自由化に伴い、競争入札による電気料金の削減について、従来の契約に比べて費用の削減が見込めることから、競争入札により電力会社を決定することとした。

令和元年度は庁舎及び各浄・配水場に係る2案件として入札を実施し、いずれも株式会社イーネットワ

ークシステムズが落札し、令和２年１月から電力の供給を受けている。

費用の削減見込みについては、庁舎で月額約12万円、各浄・配水場で月額約100万円を見込んでいる、とのことでありました。

次に、水道配水用ポリエチレン管の布設を含む耐震化の進捗状況は、に対し、水道配水用ポリエチレン管は、耐震性・長寿命性を有し、経済性に優れており、令和元年度から本格採用を始めた。これを含め、給水区域内の総管路延長は約1,278キロメートル、耐震化率は48.4%となった。今後も水道配水用ポリエチレン管を含む耐震管の布設工事を進め、管路の耐震化率の向上に努めていく、とのことでありました。

次に、人口減少社会を見据えた施設整備の考えは、に対し、当企業団の５か所の浄・配水場のうち、北部配水場は平成21年度、築比地浄水場は平成26年度、東部配水場は平成30年度に設備更新及び耐震化工事が完了し、西部配水場と南部浄水場が施設整備の時期となっている。

施設の整備に当たり、将来見込まれる水需要の減少を踏まえ、施設のダウンサイジングを考慮し、老朽化が進む南部浄水場を廃止して不足する能力を他施設で補完することで、より効率的な施設運営を行うことが可能か検証を行っており、令和２年度中に方向性を見出したいと考えている、とのことでありました。

次に、貸借対照表の破産更生債権等の内訳と回収の見込みは、に対し、破産更生債権等の内訳は平成29年度分の水道料金の令和元年度末における未納分で、令和２年度に不納欠損処理により簿外管理に移行することとなる、とのことでありました。

次に、避難所における飲料水確保のための構成市町との連携は、に対し、災害時には、構成市町との連絡体制を密にし、構成市町からの要請により飲料水が不足する避難所へ応急給水を行うこととしている。

避難所での水需要が高まり、当企業団所有の給水車のみでは対応できない場合、日本水道協会の協定に基づく他水道事業体の応援隊の給水車により応急給水を行うこととなる、とのことでありました。

次に、令和元年度の水道事業経営における重点項目は、に対し、近年、節水意識の定着等により水需要が低迷し、厳しい経営状況にあるが、そうした状況下においても安全な水を安定的に供給するため、施設の耐震化を進めるとともに、減少する水需要に対応した水道施設の在り方について、将来を見据えた施設更新の計画検討を行った、とのことでありました。

次に、水道施設の強靱化のために実施した事業は、に対し、築比地浄水場系基幹管路の更新事業として、平成30年度からの継続事業である第２工区や、令和元年度からの３か年事業である第３工区、第９工区を実施しているほか、水道配水用ポリエチレン管などを用いて、耐震性に優れた配水管への布設替を実施している、とのことでありました。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第６号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

令和 2 年（2020 年） 1 2 月 2 1 日

決算特別委員会

委員長 浅 古 高 志